

がいようばん せいkachōうだい きしょうがいふくしけいかく
【概要版】 精華町第5期障害福祉計画
 せいkachōうだい きしょうがいじふくしけいかく
精華町第1期障害児福祉計画

1 計画の基本的な考え方

① 計画策定の趣旨

精華町では平成18年（2006年）3月に第1期障害福祉計画を策定し、以降3年ごとに計画を改定しており、計画に基づいて障害のある人が必要なサービスを受けられるよう取り組んできました。

精華町第4期障害福祉計画は平成29年度（2017年度）末に満了することから、これまでの成果を踏まえつつ、「第5期障害福祉計画（計画期間：平成30～32年度）」を策定しました。

また、児童福祉法の一部改正により、平成30年度から障害児福祉計画の策定が義務付けられたことにより、「第1期障害児福祉計画」を併せて策定しました。

第4期から第5期精華町障害福祉計画に向けた変更点

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の計画化
- ・地域生活支援拠点等の整備の計画化
- ・障害福祉サービス項目の増加 「就労定着支援」、「自立生活援助」を追加

第1期障害児福祉計画

- ・障害児支援の提供体制の整備の計画化
- ・障害児サービスの見込み量の目標値を設定
- ・障害児サービス項目の増加 「居宅訪問型児童発達支援」を追加

事業実績の動向

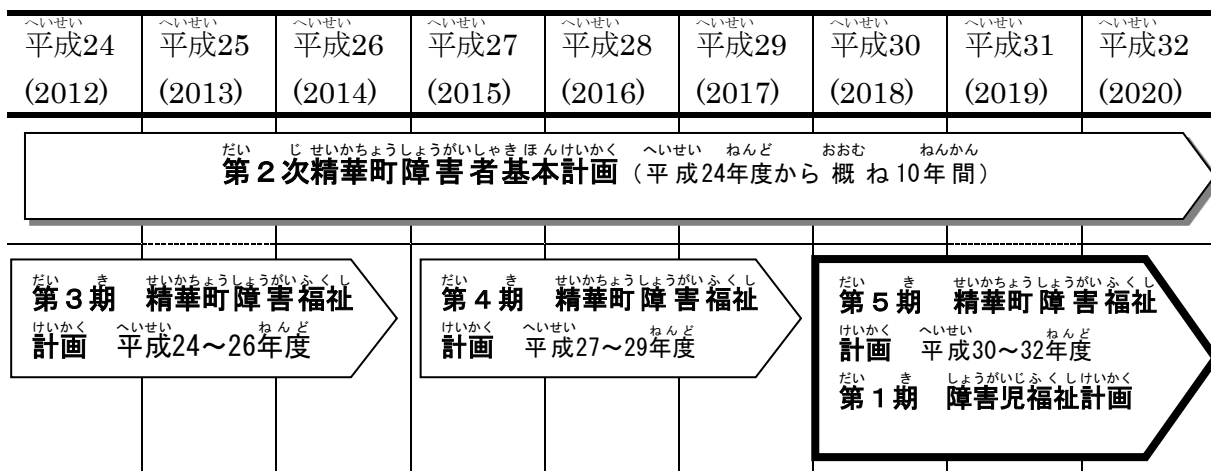
- 見込み量に対して実績が増えている事業（新規事業所が必要）
 - 「居宅介護」「生活介護」「就労移行支援」「就労継続支援B型」「短期入所」
 - 「児童発達支援」「放課後等デイサービス」
- 見込み量に対して実績が下回っている事業（事業所不足でニーズが潜在化）
 - 「共同生活援助」「計画相談支援事業」「障害児相談支援事業」
 - 「移動支援事業」「日中一時支援事業」

②法的根拠と計画の位置付け

- (1) 障害者総合支援法第88条に規定された計画である「障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20に規定された計画である「障害児福祉計画」に基づき、本町では障害者施策を推進します。
- (2) 本町の上位計画である総合計画や、「精華町高齢者保健福祉計画 精華町介護保険事業計画」「精華町児童育成計画 精華町子ども・子育て支援事業計画」「精華町地域福祉計画」との整合を図りながら、事業を実施していきます。

③計画の期間

(年度)



■障害者基本計画

障害者施策に関わる総合的な計画であり、基本理念や施策の方針を定める。

1 基本理念

誰もが住み慣れた地域で
自分らしく暮らせる福祉のまち
精華町

2 基本目標

ともに育ち、ともに学ぶために
生きがいを持って働くために
すこやかなくらしのために
自立した生活をおくるために
安全で快適なくらしのために
共感しあえる地域づくりのために

■障害福祉計画

- 基本計画に基づくサービス提供に関わる計画。
- 生活支援サービスや一般就労等についてサービスの数値目標と実現化方策を定める。

2 精華町の障害者を取り巻く状況

精華町の総人口は、増加傾向で推移しており、平成28年度には37,621人となっています。

障害者手帳所持者数については、増加傾向で推移しており、平成28年度では、身体障害者手帳所持者が1,390人、療育手帳所持者数が297人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が199人となっています。

障害福祉サービス等の支給決定を受けてサービスを実際に利用した人については、平成24年度に259人だった支給決定者が、平成28年度には369人と、この5年間で110人の増加となっています。これに伴い、サービスを受ける際に必要な障害支援区分認定を受けている人も増加傾向にあります。

3 障害福祉計画での数値目標と見込み量の設定

① 地域生活または一般就労への移行の数値目標

「施設入所利用者の地域生活への移行」「福祉施設から一般就労への移行」について国の基本方針を踏まえて数値目標を設け、目標達成に向けた取組を示す。

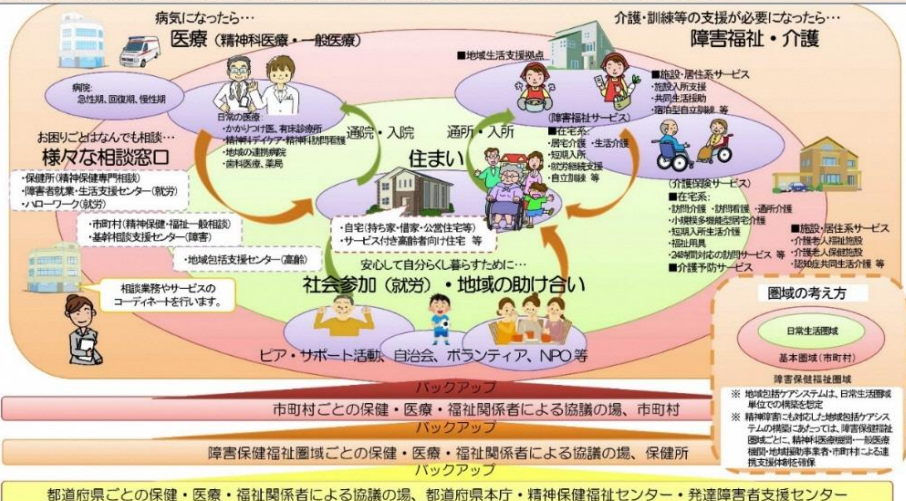
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、国の基本方針を踏まえて、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置などの成果目標を示す。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

○精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。

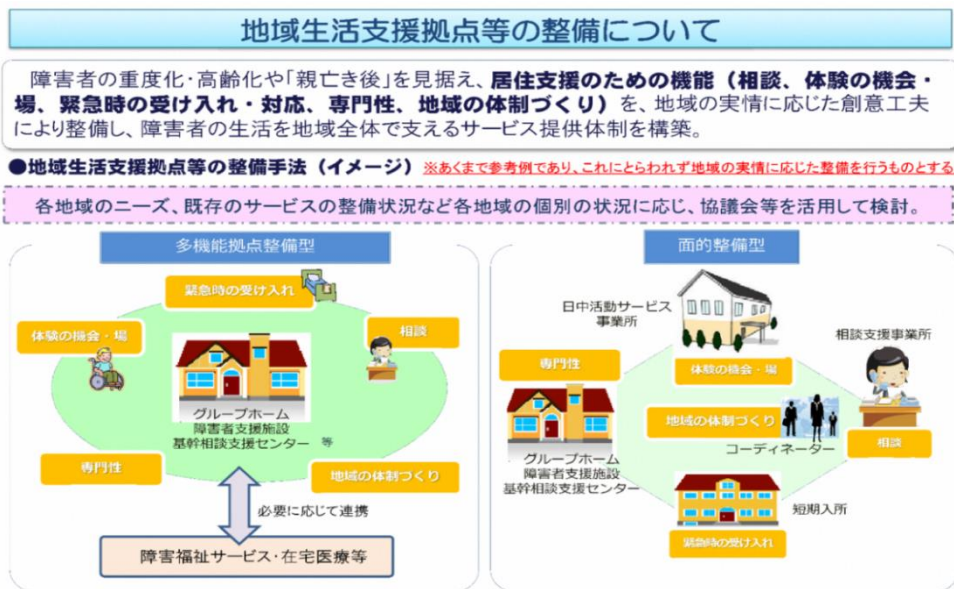
○このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



資料：厚生労働省

③ 地域生活拠点等の整備

障害者の地域での生活を支援する地域生活拠点等の整備を目指して、国が示す基本指針を踏まえて、成果目標を示す。



資料：厚生労働省

④ 障害福祉サービスの見込み

これまでの実績や事業者ヒアリングの結果をもとにして、「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」等についてサービス量の見込みとその方策を示す。

訪問系サービス	「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」
日中活動系サービス	「生活介護」「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「就労定着支援」「療養介護」「短期入所」
居住系サービス	「共同生活援助（グループホーム）」「施設入所支援」「自立生活援助」
相談支援	「計画相談支援（サービス等利用計画の作成など）」

⑤ 地域生活支援事業の見込み

これまでの実績を踏まえて、必須事業として「相談支援事業」「地域自立支援協議会」「コミュニケーション支援事業（手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業）」「日常

せいかつようぐきゅうふうとうじぎょう いどうしえんじぎょう ちいきかつどうしえん じぎょう みこ
 生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」のサービス見込
 りょう もう みこ りょうかくほ ほうさく しめ
 み量を設け、見込み量確保の方策を示す。

じっせき ふ にんいじぎょう につちゅういちじしえんじぎょう しゃかいさんかそくしん
 これまでの実績を踏まえて、任意事業として「日中一時支援事業」「社会参加促進
 じぎょう しんしんしょうがいしゃ じぎょう じどうしゃうんでんめんきよしゆとく かいぞうひよせい ふくし
 事業」「心身障害者レクリエーション事業」「自動車運転免許取得・改造費助成」「福祉
 りょうりょうきんじよせい みこ りょう もう みこ りょうかくほ ほうさく しめ
 タクシー利用料金助成」のサービス見込み量を設け、見込み量確保の方策を示す。

4 障害児福祉計画での数値目標と見込み量の設定

① 障害児支援の提供体制の整備等

くに きほんししん ふ じどうはったつしえん せっち ほうくしよとうほうもんしえん りょう
 国の基本指針を踏まえて、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援の利用
 たいせい せいび じゅうしょうしんしんしょうがいじ しえん じどうはったつしえんじぎょうしよおよ ほうかごとう
 体制の整備、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサ
 じぎょうしよ せいび ほけん いりょう しょうがいふくし ほうく きょういくとう かんけいきかん きょうぎ ば
 ービス事業所の整備、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場
 せっちとう せいかもくひょう しめ
 の設置等についての成果目標を示す。

② 障害児福祉サービスの見込み

じっせき けっか しょうがいじしえん
 これまでの実績や事業者ヒアリングの結果をもとにして、「障害児支援」について
 さーびすりょう みこ ほうさく しめ
 サービス量の見込みとその方策を示す。

しょうがいじしえん 障害児支援	じどうはったつしえん ほうかごとうでい さーびす ほうくしよとうほうもんしえん 「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」 いりょうがたじどうはったつしえん しょうがいじそうだんしえん きょたくほうもんがたじどう 「医療型児童発達支援」「障害児相談支援」「居宅訪問型児童 はったつしえん 発達支援」
---------------------------	---

5 計画の推進に向けて

けいかく すいしん さく しんこうかんりたいせい かくりつ けいかく てんけん ひょうか ほうさく
 計画の推進策として、「進行管理体制の確立」「計画の点検・評価の方策
 けいかく ぐげんか ほうさく きょうとふ きんりんしちょうそんなど こういきれんけい ほうさく しめ
 」「計画の具現化の方策」「京都府・近隣市町村等との広域連携の方策」を示す。